

島田市キャリア教育支援事業補助金

働きながら資格などの取得を目指す
勤労者を応援します！

追加資料1

キャリアアップ、セカンドキャリア、パラレルキャリアなどのために資格などの取得にチャレンジした際に要した費用の一部を島田市が補助します。

対象者

下記2つの要件に該当する勤労者

- (1)市内に住所を有しており、事業主に雇用されている方。
※勤務地が市外の方や非正規社員の方でも対象となります！

- (2)キャリア形成のために必要な資格などを取得するために、試験や講座等を受けている方。

※試験等の合否の結果は問いません。取得しようとする資格等が自身のスキルアップや転職、副業など、職業に必要な能力の向上のためであることが必要です。

キャリアアップ…専門的な知識を身に付け、経験を高めること(例：職務において必要な高度な資格を取得することなど)
セカンドキャリア…転職等により積み重ねてきた経験や知識を生かしながら新たな仕事をすること

(例：働きながら調理師免許を取得して喫茶店を自ら開業したり、飲食店に転職するなど)

パラレルキャリア…本業を持ちながら、スキルアップや夢の実現、複数の活動を行い「第二のキャリア」を築くこと
(例：飲食店の従業員が勤務時間外にデザイナーの仕事をするなど)

対象経費

受験料等…試験等を受けるために必要な受験料や検定料など。

受講料等…講座等を受けるために必要な受講料や授業料など。

対象経費に関する注意事項

- 令和5年4月1日以降に受けた試験や講座が対象経費です。講座については、令和5年4月1日以降に受けた試験の合格等を目的とした受講であれば、令和4年4月1日以降に要した経費の額に相当する額が対象経費となります。計算方法等につきましてはホームページをご確認ください。
- 国や県及び本市以外の市区町村の補助金等の交付を受けているものは対象外です。
※その他、注意事項の詳細につきましては、ホームページに掲載をしていますので、必ずご確認ください。

補助額

□補助率 補助対象経費の額の合計が6万円以下の場合、3分の2以内の額(上限3万円)

補助対象経費の額の合計が6万円を超える場合、2分の1以内の額(上限5万円)

※勤める会社等から手当等が支給されている場合には、その金額を差し引いた額が補助対象経費となります。

※この補助金の申請は、1年度内に1回限りです。

申請期間

令和5年4月1日～令和6年3月29日まで

※予算がなくなり次第終了となります。

※令和6年3月29日までに試験の結果等が出る場合は、令和6年4月1日以降の申請はできませんのでご注意ください。

市HPへ

詳しくは、市の
ホームページを
ご覧ください！



申請方法

・試験等や講座等の実施が終了してから、6か月または令和6年3月29日のいすれか早い日までに下記の申請書類を揃えてご提出ください！

※令和6年3月29日までに実施が完了するものは、令和6年3月29日までに申請をする必要がありますのでご注意ください。令和6年4月以降に受付はできません。

・同一年度内で複数の資格取得のために受験や受講をしている場合、1回の申請で複数分記載していただくことが可能です。

※ただし、予算がなくなり次第終了となりますので、申請のタイミングにご注意ください。

また、複数分記載して申請する場合、最後に完了した試験等の日が基準となります。

申請書類

【必ず提出する書類】

- ①交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- ②事業概要書兼対象経費確認書(様式第2号)
- ③勤労者であることが確認できる書類 ※1
- ④領収書の写しその他の補助対象経費の金額が確認できる書類 ※2

【該当する場合に提出する書類】

- ⑤勤務先等から手当等が支給されている場合には、その支給額が確認できる書類の写し
- ⑥試験等を受けた場合には、当該試験等の結果がわかる書類の写し

※1 企業等に在職していることがわかる書類(在職証明書や給与支払明細書など)
無い場合には、商工課で用意している用紙を使用して提出してください(HP参照)
なお、その際には、会社等に電話で在職の確認をさせていただくことがあります。

※2 対象経費の内容(試験名や講座名)と料金(費用)が支払済であることが確認できる書類

Q. 資格等はどのようなものでも対象になりますか？

- A. キャリア形成に必要な資格などであれば対象となります。ただし、次の資格は、この補助金の対象外になります。対象外：道路交通法で規定する普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び原動機付自転車免許

Q. 受講料のみで補助上限額の3万円に達しますが、試験等の関係書類も必要ですか？

- A. 資格の取得に受験が必要な場合には、講座終了後に試験を受けることが必須となりますので、受講料のみで補助上限額に達したとしても、試験等に係る対象経費の記載や関係書類の提出が必要となります。

Q. 領収書では金額の確認のみしかできませんが、その写しの提出で良いですか？

- A. 領収書のみで金額と試験名や講座名がわかれれば良いです。金額のみしかわからない場合には、支払った金額と受験・受講した名称がわかる書類を添付してください。

Q. 試験等を受験するために書店やインターネットで書籍を買いました。対象経費となりますか？

- A. 書籍の購入のみについては、補助対象経費とすることはできません。しかし、試験等を受けるための資格取得コースなどに含まれる書籍等については対象経費となる場合がありますので、ご相談ください。

Q. 講座は令和4年2月～令和5年2月まで受講して、資格試験は令和5年4月でした。 講座に要した経費も申請はできますか？

- A. 令和5年4月以降に受けた試験等のために受講していた講座であれば、令和4年4月1日以降に要した講座等の経費を補助金の対象とすることができます。そのため、この問い合わせの場合は、令和4年2、3月分は対象経費とすることはできませんが、令和4年4月から令和5年2月までに要した経費は対象にすることができます。このような場合での講座の対象経費の算出方法につきましては、HPをご覧ください。